

「茨城－清州線」旅行商品造成支援事業助成金交付要綱

（趣旨）

第1条 茨城空港利用促進等協議会（以下「協議会」という。）は、新たな旅行需要の創出を図るため、旅行会社による「茨城－清州線」を対象とした旅行商品の造成について、予算の範囲内で助成金を交付するものとし、その交付については、この要綱に定めるところによる。

（助成対象者）

第2条 この要綱による助成の対象者は、旅行業法（昭和27年法律第239号）第3条に基づく登録を受けている旅行会社とする。

（助成要件）

第3条 この要綱による助成は、次の各号の要件をすべて満たし、茨城空港利用促進等協議会会長（以下「会長」という。）が承認した旅行商品を対象とする。

- （1） 往路において茨城空港発清州国際空港着便を利用し、かつ、復路が清州国際空港発茨城空港着便を利用するものであること。
- （2） 出発日が令和8年9月1日以降であり、かつ、帰着日が令和9年3月27日以前であること。
- （3） 現に旅行に参加した者の人数（航空券を購入しない乳幼児を除く。）が10名以上であること。
この場合において、ツアーガイドについては、茨城空港を出発してから茨城空港に帰着するまでの旅程の全行程において参加者に帯同し、参加者と同一の旅程により旅行する者に限り、当該人数に含めることができる。
- （4） 次に掲げる助成金と重複して助成を受けるものでないこと。
 - ア 茨城空港利用旅行商品造成支援事業助成金交付要綱による助成金
 - イ 茨城空港修学旅行等利用促進事業助成金交付要綱による助成金
 - ウ 茨城空港団体利用送迎バス支援事業助成金交付要綱による助成金
 - エ 茨城空港閑散期等旅行商品造成支援事業助成金交付要綱による助成金
 - オ 茨城空港チャーター便運航支援助成金交付要綱による助成金

（助成額）

第4条 助成金の額は、旅行の参加者1名につき5千円とする。

（交付申請）

第5条 助成金の交付を受けようとする者は、「茨城－清州線」旅行商品造成支援事業助成金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添付して、出発日から起算して10日前（該当日が閉庁日に当たる場合は、その直前の開庁日）までに会長に提出するものとする。ただし、申請する旅行商品の期間内で催行が決定したものに限る。

（交付決定）

第6条 会長は、前条の交付申請書等を審査し、適当と認めたときは、「茨城－清州線」旅行商品造成支援事業助成金交付決定通知書（様式第2号）により、速やかに申請者に対して通知するものとする。

（助成事業の変更承認等）

第7条 申請者は、交付申請書記載の事業（以下、「助成事業」という）の内容を変更又は中止する場合は、速やかに「茨城－清州線」旅行商品造成支援事業変更（中止）申請書（様式第3号）を提出し、会長の承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

2 会長は、前項の規定により、助成事業の変更または中止を承認した場合は、「茨城－清州線」旅行商品造成支援事業変更（中止）承認通知書（様式第4号）により、速やかに申請者に対して通知するものとする。

（実績報告）

第8条 申請者は、助成事業の催行終了日から起算して30日を経過した日又は令和9年3月31日のいずれか早い日までに、「茨城－清州線」旅行商品造成支援事業実績報告書（様式第5号）を会長に提出しなければならない。

（助成金額の確定）

第9条 会長は、前条の実績報告を審査し、助成金を交付することが適当と認めたときは、助成金額を確定し、「茨城－清州線」旅行商品造成支援事業助成額確定通知書（様式第6号）により、申請者に通知する。

（助成金の請求）

第10条 前条の規定による通知を受けた申請者は、通知日から起算して14日以内に「茨城－清州線」旅行商品造成支援事業助成金請求書（様式第7号）を会長に提出しなければならない。

（助成金の支払）

第11条 会長は、前項の規定による適正な請求書を受理した日から起算して30日以内に助成金を支払うものとする。

（助成金の交付決定の取消し等）

第12条 申請者が不正に助成金の交付を受けたことが判明した場合、当該助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。この場合、申請者は、当該取消しに係る助成金に相当する金額を速やかに返還しなければならない。

（関係書類の保管等）

第13条 申請者は、当該助成の対象となった事業に関する経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を整備し、当該事業の終了した日の属する年度の翌年から5年間これを保管しなければならない。

(書類提出の期限の特例)

第14条 令和8年9月1日から本要綱が施行された日までの間に出発した第3条に規定する旅行商品については、第5条及び第8条の規定にかかわらず、その提出期限を本要綱が施行された日から起算して30日を経過した日とする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

- 1 本要綱は令和8年9月4日から施行し、令和8年9月1日から適用する。